

第4 事業者等が作成する書類 様式及び記載例

以下の順序で**請求書及び請求内訳書の様式と記載例**が編綴してあります。

それぞれ取り外して事業者等へ渡してください。

様式をコピーして使用する場合は、裏面に「請求内訳書」がありますので、必ず両面コピーをして使用してください。

- 一般運送契約（ハイヤー）
- 自動車借入れ契約（レンタル）
- 燃料供給の契約
- 運転手雇用の契約
- 選挙運動用ポスターの作成
- 選挙運動用ビラの作成

※ 書類の訂正は、捨印または二重線で訂正印により行ってください。
（修正液、修正テープ等による訂正はできません。）

**ただし、金額欄については、いかなる方法でも訂正できません。
その場合は、新たな請求書又は請求内訳書を使用してください。**

一般乗用旅客自動車運送事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者の方が行います。請求の際には、日数、金額等の誤りがないよう十分ご確認ください。

1 一般運送契約（ハイヤー）の公費負担について

選挙運動用自動車の走行について一括した運送契約を締結した場合は、1日あたり 64,500 円を上限に選挙運動期間中の 7 日分までの範囲内で公費負担の請求ができます。

ただし、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。

この請求は、道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者でなければすることができません。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（選挙運動用自動車の使用）

契約に基づき実際に選挙運動期間中に運送した日数分を請求してください。

なお、請求ができるのは、限度額の範囲内に限られます。

書類の提出は、**6月5日（月）までに**区選挙管理委員会にお願いします。

(2) 請求内訳書

各日ごとに実際に要した金額と基準限度額とを比較して少ない方の金額を記載してください。

(3) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、区へ請求する際に添付してください。

(4) 支払金口座振替依頼書（候補者より渡されている場合に限る）

区からご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。



請 求 書

自 動 車

(選挙運動用自動車の使用)

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

足 立 区 長 あて

住所

TEL

氏名又は名称

印

法人のときは

代表者氏名

印

記

1 請求金額 _____ 円

内訳 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約

(2) (1)以外の者との契約 (いずれかに○)

ア 自動車の借入れ

イ 燃料代

ウ 運転手

2 内 訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和5年5月21日執行

選挙

4 候補者氏名

(フリガナ)

5 振込先 金融機関名

本・支店名

口座名義

普通・当座

口座番号

備 考

1 この請求書は、選挙期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、支払金口座振替依頼書（区より渡されている場合に限る）を添えて提出してください。

なお、燃料代を請求するときは、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び※給油伝票の写しを添えてください。

2 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。

3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。



請求内訳書

候補者氏名 _____

使用年月日	運送金額(A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
令和5年 月 日	円×1台 = 円	64,500円×1台 = 64,500円	円	
令和5年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
令和5年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
令和5年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
令和5年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
令和5年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
令和5年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
計	円	円	円	

備考

「請求金額 (C)」欄には(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

捨
印

自 動 車

【ハイヤー請求書・記載例】

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙
例第4条の規定により、次の金額の支払を請求しまし
選挙の翌日以降の日付

令和〇〇年 〇月〇〇日

足 立 区 長 あて

法人の場合、必ず代表者印
を押印してください。請求書、
契約書、支払金口座振替依頼
書の印鑑は、同一のものをお
願ひします。

住所 東京都△△区△△町△-△-△

Tel.〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名又は名称 株式会社△△自動車 印

法人のときは

代表者氏名 代表取締役 △△△△ 印

記

番号の(1)に〇を付けてください。

1 請求金額 392,000 円

内訳 ① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約

(2) (1)以外の者との契約 (いずれかに〇)

ア 自動車の借入れ イ 燃料代 ウ 運転手

2 内 訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和5年5月21日執行 〇〇〇〇〇〇〇〇 選挙

4 候補者氏名 〇 〇 〇 〇 (フリガナ)フリガナ

5 振込先 金融機関名 〇〇銀行 本・支店名 〇〇支店 口座名義 (株)△△自動車
代表取締役△△△△
普通・当座 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

備 考

1 この請求書は、選挙期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用自動車使用
証明書とともに、支払金口座振替依頼書(区より渡されている場合に限る)
を添えて提出してください。

なお、燃料代を請求するときは、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び
※給油伝票の写しを添えてください。

2 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。

3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動
車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限
られています。

※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自
動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のナンバープレートに
表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受
領したものをいう。



請 求 内 訳 書

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

使用年月日	運送金額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)	備考
令和5年 ○月○日	56,000円×1台 = 56,000円	64,500円×1台 = 64,500円	56,000円	
令和5年 ○月○日	56,000円×1台 = 56,000円	64,500円×1台 = 64,500円	56,000円	
令和5年 ○月○日	56,000円×1台 = 56,000円	64,500円×1台 = 64,500円	56,000円	
令和5年 ○月○日	56,000円×1台 = 56,000円	64,500円×1台 = 64,500円	56,000円	
令和5年 ○月○日	56,000円×1台 = 56,000円	64,500円×1台 = 64,500円	56,000円	
令和5年 ○月○日	56,000円×1台 = 56,000円	64,500円×1台 = 64,500円	56,000円	
令和5年 ○月○日	56,000円×1台 = 56,000円	64,500円×1台 = 64,500円	56,000円	
計	392,000円	451,500円	392,000円	

備 考

「請求金額（C）」欄に

運送契約の基準限度額は、1日64,500円です。

か少ない方の額を記載し

てください。

選挙運動用自動車として実際に使用した年月日、金額を記載してください。

実際に要した金額（A）と基準限度額（B）を比較して少ない方を記載してください。

選挙運動用自動車の賃貸借契約をされた方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした方が行います。請求の際には、日数、金額等の誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用自動車の賃貸借契約（レンタル）の公費負担について

1日あたり16,100円を上限に、選挙運動期間中（7日間）に選挙運動用自動車として使用した借入れ金額を請求することができます。

ただし、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。

なお、請求ができるのは1日1台に限られます。

また、候補者と生計を一にする親族と契約をする場合には、その方が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

公費負担の対象となるのは、選挙運動用自動車本体のみの借入れ代金です。

アンプ・スピーカー等のレンタル代、ルーフキャリア、看板等のレンタル代、自動車レンタカー事業者からの借入れであれば基本料金以外の免責補償料、任意保険料などの付帯料金などは、公費負担の対象にはなりません。

また、自動車本体の借入れ代金と放送設備などの自動車本体以外の費用とを合算したパック料金の場合には、車両本体の借入れ代金とそれ以外の費用とが明示された契約が必要となりますのでご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（選挙運動用自動車の使用）

契約に基づき実際に選挙運動期間中に使用した日数分を請求してください。

なお、請求ができるのは、限度額の範囲内に限られます。

書類の提出は、**6月5日（月）**までに区選挙管理委員会にお願いします。

(2) 請求内訳書

実際に要した車両本体のみの借入れ金額と基準限度額とを比較して、少ない方の金額を請求してください。

また、請求者がレンタカー事業者の方の場合には、当該自動車の料金表を

添付していただくようご協力願います。

(3) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、区へ請求する際に添付してください。

(4) 支払金口座振替依頼書（候補者より渡されている場合に限る）

区からご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。



請求書

(選挙運動用自動車の使用)

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

足立区長 へ

住所

TEL

氏名又は名称

印

法人のときは

代表者氏名

印

記

1 請求金額

円

内訳 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約

(2) (1)以外の者との契約 (いずれかに○)

ア 自動車の借入れ

イ 燃料代

ウ 運転手

2 内訳

裏面請求内訳書のとおり

3 令和5年5月21日執行

選挙

4 候補者氏名

5 振込先 金融機関名

本・支店名

(フリガナ)
口座名義

普通・当座

口座番号

備考

1 この請求書は、選挙期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、支払金口座振替依頼書(区より渡されている場合に限る)を添えて提出してください。

なお、燃料代を請求するときは、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び※給油伝票の写しを添えてください。

2 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。

3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。



請求内訳書

候補者氏名 _____

ア 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(A)	基準限度額(B)	請求金額(C)	備考
令和5年 月 日	円×1台 = 円	16,100円×1台 = 16,100円	円	
令和5年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
令和5年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
令和5年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
令和5年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
令和5年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
令和5年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
計	円	円	円	

備考

「請求金額 (C)」欄には(A)又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。



請求書

(選挙運動用自動車の使用)

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

選挙の翌日以降の日付

令和〇〇年 〇月〇〇日

足立区長 へ

住所 東京都△△区△△町△-△-△

TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名又は名称

△△レンタカー株式会社 (印)

法人のときは

代表者氏名 代表取締役 △△△△ (印)

記

番号の(2)とアに〇を付けてください。

法人の場合、必ず代表者印を押印してください。請求書、契約書、支払金口座振替依頼書の印鑑は、同一のものを願います。

1	請求金額	66,150 円
	内訳 (1)	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
	(2)	(1)以外の者との契約
	ア	自動車の借入れ
	イ	燃料代
2	内 訳	裏面請求内訳書のとおり
3	令和5年5月21日執行	〇〇〇〇〇〇〇〇 選挙
4	候補者氏名	〇 〇 〇 〇
5	振込先	金融機関名 △△銀行 本・支店名 △△支店 (フリガナ) フリガナ 口座名義 △△レンタカー(株) 代表取締役△△△△ 普通・当座 口座番号 △△△△△△△△

備考

- この請求書は、選挙期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、支払金口座振替依頼書（区より渡されている場合に限る）を添えて提出してください。
なお、燃料代を請求するときは、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び※給油伝票の写しを添えてください。
- 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。



請求内訳書

候補者氏名 〇〇〇〇

ア 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(A)	基準限度額(B)	請求金額 (C)	備考
令和5年 〇月〇〇日	9,450円×1台 = 9,450円	16,100円×1台 = 16,100円	9,450円	
令和5年 〇月〇〇日	9,450円×1台 = 9,450円	16,100円×1台 = 16,100円	9,450円	
令和5年 〇月〇〇日	9,450円×1台 = 9,450円	16,100円×1台 = 16,100円	9,450円	
令和5年 〇月〇〇日	9,450円×1台 = 9,450円	16,100円×1台 = 16,100円	9,450円	
令和5年 〇月〇〇日	9,450円×1台 = 9,450円	16,100円×1台 = 16,100円	9,450円	
令和5年 〇月〇〇日	9,450円×1台 = 9,450円	16,100円×1台 = 16,100円	9,450円	
令和5年 〇月〇〇日	9,450円×1台 = 9,450円	16,100円×1台 = 16,100円	9,450円	
計	66,150円	112,700円	66,150円	

選挙運動用自動車として実際に使用した日ごとの自動車本体のみの借入れ金額を記載してください。

又は(B)のうち、いずれか少ない方の額を記載し

借入れ契約の基準限度額は、1日16,100円です。

実際に要した金額(A)と基準限度額(B)を比較して少ない方を記入してください。本記載例の場合、(B)よりも(A)の方が金額が少ないため(A)の金額を記載します。

燃料供給事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした燃料供給事業者の方が行います。請求の際には、数量、金額等の誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用自動車へ供給した燃料代の公費負担について

選挙運動期間中（7日間）に選挙運動用自動車へ給油したものについて、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された金額の範囲内（上限は53,900円）で請求することができます。

ただし、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。

また、候補者と生計を一にする親族と契約をする場合には、その方が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

公費負担の請求ができるのは、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車へ給油したものに限られ、それ以外の自動車へ給油したものは請求できませんのでご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（選挙運動用自動車の使用）

契約に基づき、実際に選挙運動用自動車へ供給したものについて請求してください。書類の提出は、**6月5日（月）までに**区選挙管理委員会にお願いします。

(2) 請求内訳書

実際に選挙運動用自動車へ供給した給油量等を、供給ごとに正確に記載してください。

(3) 選挙運動用自動車燃料代確認書

選挙管理委員会が候補者へ交付したものです。候補者から渡されますので、記載された自動車登録番号と金額等を確認の上、区へ請求する際に添付してください。

(4) 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）と給油伝票の写し

候補者から給油伝票の写しと併せて渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、区へ請求する際に添付してください。

(5) 支払金口座振替依頼書（候補者より渡されている場合に限る）

区からご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。



請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

足立区長 へ

住所

TEL

氏名又は名称

印

法人のときは

代表者氏名

印

記

1 請求金額 _____ 円

内訳 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約

(2) (1)以外の者との契約 (いずれかに○)

ア 自動車の借入れ

イ 燃料代

ウ 運転手

2 内 訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和5年5月21日執行

選挙

4 候補者氏名

(フリガナ)

5 振込先 金融機関名

本・支店名

口座名義

普通・当座

口座番号

備 考

1 この請求書は、選挙期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、支払金口座振替依頼書（区より渡されている場合に限る）を添えて提出してください。

なお、燃料代を請求するときは、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び※給油伝票の写しを添えてください。

2 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。

3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。



請求内訳書

候補者氏名 _____

イ 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
令和5年 月 日		()円×()ℓ = 円			
令和5年 月 日		()円×()ℓ = 円			
令和5年 月 日		()円×()ℓ = 円			
令和5年 月 日		()円×()ℓ = 円			
令和5年 月 日		()円×()ℓ = 円			
令和5年 月 日		()円×()ℓ = 円			
令和5年 月 日		()円×()ℓ = 円			
令和5年 月 日		()円×()ℓ = 円			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額(B)」の(計)欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(A)の(計)欄又は(B)の(計)欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。
- 請求内訳は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

【燃料請求書・記載例】

請求書

(選挙運動用自動車の使用)

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

選挙の翌日以降の日付

令和〇〇年 〇月〇〇日

足立区長 へ

住所 東京都△△区△△町△-△-△

TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇

番号の(2)とイに○を付けてください。

氏名又は名称 (有) △△石油 印

法人のときは

代表者氏名 代表取締役 △△△△ 印

記

1 請求金額 21,277 円

内訳 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との

(2) (1)以外の者との契約

ア 自動車の借入れ

イ 燃料代

ウ 運転手

2 内訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和5年5月21日執行

〇〇〇〇〇〇〇〇

選挙

4 候補者氏名 ○ ○ ○ ○

5 振込先 金融機関名 △△

信用金庫

本・支店名 △△支店

(フリガナ) フリガナ

口座名義 (有) △△石油

普通・当座

口座番号

〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役△△△△

法人の場合、必ず代表者印を押印してください。請求書、契約書、支払金口座振替依頼書の印鑑は、同一のものをお願いします。

備考

1 この請求書は、選挙期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、支払金口座振替依頼書（区より渡されている場合に限る）を添えて提出してください。

なお、燃料代を請求するときは、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び※給油伝票の写しを添えてください。

2 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。

3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。

【燃料請求内訳書・記載例】

請求ができるのは、「選挙運動用自動車燃料代確認書」に記載された選挙運動用自動車に供給したものに限られます。他の自動車へ供給したものは対象となりません。

内 訳 書

候補者氏名 ○○○○

イ 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
令和5年 〇月〇〇日	品川〇〇〇 わ〇〇〇〇	(160)円×(25.3)ℓ = 4,048円			
令和5年 〇月〇〇日	品川〇〇〇 わ〇〇〇〇	(160)円×(45.6)ℓ = 7,296円			
令和5年 〇月〇〇日	品川〇〇〇 わ〇〇〇〇	(165)円×(34.8)ℓ = 5,742円			
令和5年 〇月〇〇日	品川〇〇〇 わ〇〇〇〇	(165)円×(25.4)ℓ = 4,191円			
令和5年 〇月〇〇日		()円×()ℓ ※単価は税込 円			
令和5年 〇月〇〇日		()円×()ℓ = 円			
		()円×()ℓ = 円			
		21,277円	21,277円	21,277円	

実際に選挙運動用自動車に供給した金額等を記載してください。税込、税抜の別も記載してください。

「選挙運動用自動車燃料代確認書」に記載された金額の合計を記載してください。

実際に供給した金額(A)と基準限度額(B)のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

備 考

- 「(B)基準限度額」の(計)欄には、選挙運動用自動車に供給された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(A)の(計)欄又は(B)の(計)欄のうち少ない方の金額を記載してください。
- 請求内訳は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

選挙運動用自動車の運転手雇用の契約をされた方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をされた方が行います。請求の際には、日数、金額等の誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用自動車の運転手雇用契約の公費負担について

1日あたり12,500円を上限に、選挙運動期間中（7日間）に選挙運動用自動車を運転したのについて請求することができます。

ただし、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。

請求ができるのは1日1人に限られます。

また、候補者と生計を一にする親族と契約する場合には、その方が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ公費負担の対象とはなりませんのでご注意ください。

**公費負担の対象となるのは、運転手個人と契約したものに限られます。
法人又は個人事業者との契約は対象となりません。**

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（選挙運動用自動車の使用）

契約に基づき、実際に選挙運動用自動車を運転した日数分を請求してください。

なお、請求ができるのは、限度額の範囲内に限られます。

書類の提出は、**6月5日（月）までに**区選挙管理委員会にお願いします。

(2) 請求内訳書

各日ごとに実際に要した雇用金額と基準限度額とを比較して、少ない方の金額を記載してください。

(3) 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、区へ請求する際に添付してください。

(4) 支払金口座振替依頼書（候補者より渡されている場合に限る）

区から直接ご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

足立区長 へ

住所

TEL

氏名又は名称

印

法人のときは

代表者氏名

印

記

- 1 請求金額 _____ 円
内訳 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
(2) (1)以外の者との契約 (いずれかに○)
ア 自動車の借入れ イ 燃料代 ウ 運転手
- 2 内 訳 裏面請求内訳書のとおり
- 3 令和5年5月21日執行 選挙
- 4 候補者氏名 (フリガナ)
- 5 振込先 金融機関名 本・支店名 口座名義
普通・当座 口座番号

備 考

1 この請求書は、選挙期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、支払金口座振替依頼書（区より渡されている場合に限る）を添えて提出してください。

なお、燃料代を請求するときは、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び※給油伝票の写しを添えてください。

2 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。

3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。



請求内訳書

候補者氏名

ウ 運転手

雇用年月日	報酬 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
令和5年 月 日	円	12,500 円	円	
令和5年 月 日	円	円	円	
令和5年 月 日	円	円	円	
令和5年 月 日	円	円	円	
令和5年 月 日	円	円	円	
令和5年 月 日	円	円	円	
令和5年 月 日	円	円	円	
計	円	円	円	

備考

「請求金額 (C)」の欄には (A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。



【運転手請求書・記載例】

請求書

(選挙運動用自動車の使用)

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙の翌日以降の日付
条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求し

令和〇〇年 〇月〇〇日

足立区長 へ

住所 〇〇区〇〇町〇-〇-〇

TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名又は名称 △△△△ 

法人のときは

代表
記

- ・ 請求書、契約書、支払金口座振替依頼書の印鑑は、同一のものをお願いします。
- ・ 運転手の雇用契約は、法人又は個人事業者との契約は対象となりませんのでご注意ください。

(2)とウに○を付けて請求金額を記入してください。

1 請求金額 66,500 円

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との
- (2) (1)以外の者との契約 (いずれかに○)

ア 自動車の借入れ イ 燃料代 ウ 運転手

2 内 訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和5年5月21日執行 〇〇〇〇〇〇〇 選挙

4 候補者氏名 〇 〇 〇 〇 (フリガナ) フリガナ

5 振込先 金融機関名 信用金庫 本・支店名 △△支店 口座名義 △△ △△
普通 当座 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

備考

1 この請求書は、選挙期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、支払金口座振替依頼書（区より渡されている場合に限る）を添えて提出してください。

なお、燃料代を請求するときは、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び ※給油伝票の写しを添えてください。

2 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。

3 燃料代の請求は、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、かつ、当該確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。



請求内訳書

運転手の雇用基準限度額は、1日12,500円になります。

氏名 ○ ○ ○ ○

ウ 運転手

雇用年月日	報酬 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
令和5年 ○月○日	9,500 円	12,500 円	9,500 円	
令和5年 ○月○日	9,500 円	12,500 円	9,500 円	
令和5年 ○月○日	9,500 円	12,500 円	9,500 円	
令和5年 ○月○日	9,500 円	12,500 円	9,500 円	
令和5年 ○月○日	9,500 円	12,500 円	9,500 円	
令和5年 ○月○日	9,500 円	12,500 円	9,500 円	
令和5年 ○月○日	9,500 円	12,500 円	9,500 円	
計	66,500 円	87,500 円	66,500 円	

選挙運動用自動車の運転業務に従事した年月日、その日ごとの報酬金額を記載してください。

実際に要した金額(A)と基準限度額(B)のうち、金額の少ない方を記載してください。

を記載

選挙運動用ポスターを作成された事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者の方が行います。請求の際には、枚数、金額等の誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用ポスター作成の公費負担について

選挙運動用ポスターの作成については、ポスター掲示場の数によって公費負担の請求限度額が異なります。ポスター掲示場の数は、区によって異なりますのであらかじめご確認ください。限度額の計算については、裏面をご参照ください。

なお、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。

公費負担の請求ができるのは、ポスター掲示場に掲示するために作成する選挙運動用ポスターに要した費用に限られますので、他の費用と混同して請求するなどの誤りがないようご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（選挙運動用ポスターの作成）

請求書内訳で計算した「請求金額」を記載してください。

なお、請求（3）選挙運動用ポスター作成枚数確認書の「3 確認枚数」欄に記載された枚数の範囲内の作成金額となります。

書類の提出は、**6月5日（月）までに**区選挙管理委員会にお願いします。

(2) 請求内訳書

請求金額は、作成金額と基準限度額の単価及び枚数を比較し、いずれも少ない方の数値で算出した金額が請求金額になります。

(3) 選挙運動用ポスター作成枚数確認書

選挙管理委員会が候補者に交付したものです。候補者から渡されますので区へ請求する際に添付してください。

(4) 選挙運動用ポスター作成証明書

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、区へ請求する際に添付してください。

(5) 支払金口座振替依頼書（候補者より渡されている場合に限る）

区からご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。

公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

単価及び作成枚数のそれぞれに上限があります。

(1) 枚 数

616枚（ポスター掲示場数）以内

(2) 限 度 額

単価（959円）×確認を受けた作成枚数

【単価の算出方法】

$$\frac{270,655 \text{ 円} + 28 \text{ 円} 35 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数 (616)} - 500) + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数 (616)}} = \text{単価} ※ (959 \text{ 円})$$

※単価：1円未満の端数は1円とする



請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

足 立 区 長 あて

住 所

TEL

氏名又は名称

印

法人のときは
代表者氏名

印

記

1 請求金額 _____ 円

2 内訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和5年5月21日執行 選挙

4 候補者氏名

(フリガナ)

5 振込先 金融機関名 本・支店名 口座名義
普通・当座 口座番号

備 考

- この請求書は、選挙の期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに、支払金口座振替依頼書を添えて提出してください。
- 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。



請求内訳書

候補者氏名

ポ ス タ ー 掲 示 場 数	作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
	円 銭	枚	円	円	枚	円	円 銭	枚	円	
計			円			円			円	

備考

1 ポスター掲示場数の欄に、選挙運動用ポスター作成証明書の備考欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{270,655 \text{ 円} + 28 \text{ 円} 35 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場の数 (616)} - 500) + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数 (616)}} = \text{単価} ※ (959 \text{ 円})$$

※単価: 1円未満の端数は1円とする

3 (E) 欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の単価を記載してください。

5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請 求 書

(選挙運動用ポスターの作成)

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動
第11条の規定により次の金額の支払を請求します。

選挙の翌日以降の日付

令和〇〇年 〇月〇〇日

足 立 区 長 あて

住 所 〇〇区〇〇町〇-〇-〇

TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名又は名称 **△△印刷株式会社** (印)

法人のときは
代表者氏名 **代表取締役 △△△△** (印)

選挙運動用ポスター作成費以外の費用が混同されているなど、請求に誤りがないようご注意ください。

記

法人の場合、必ず代表者印を押印してください。請求書、契約書、支払金口座振替依頼書の印鑑は、同一のものをお願いします。

1 請求金額 492,984 円

2 内訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和5年5月21日執行 〇〇〇〇〇〇〇 選挙

4 候補者氏名 〇 〇 〇 〇

5 振込先 金融機関名 **△△銀行** 本・支店名 **△△支店** (フリガナ) **フリガナ**
口座名義 **△△印刷株式会社**
代表取締役△△△△

普通・**当座** 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

備 考

- この請求書は、選挙の期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに、支払金口座振替依頼書 (区より渡されている場合に限る) を添えて提出してください。
- 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。



請求内訳書

候補者氏名 ○

ポスター掲示場数が 616 か所である場合の記載例

契約に基づき実際に作成したポスターの単価、枚数、金額を記載してください。

ポ ス タ 場 数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
616	800 円 30 銭	700 枚	560,210 円	959 円	616 枚	590,744 円	800 円 30 銭	616 枚	492,984 円	
計						590,744 円			492,984 円	

「備考2」で算出した
限度額単価を記載して
ください。

選挙運動用ポスター
作成枚数確認書に記載
された枚数を記載して
ください。

(A)と(D)を比較して
少ない方を記載して
ください。

(B)と(E)を比較して
少ない方を記載して
ください。

備 考

1 ポスター掲示場数の欄に、選挙運動用ポスター作成証明書の備考欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{270,655 \text{ 円} + 28 \text{ 円} 35 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場の数 (616)} - 500) + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数 (616)}} = \text{単価} ※ (959 \text{ 円})$$

※単価:1円未満の端数は1円とする

3 (E)欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の単価を記載してください。

5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

選挙運動用ビラを作成された事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者の方が行います。請求の際には、枚数、金額等の誤りがないよう十分ご確認ください。

1 選挙運動用ビラ作成の公費負担について

選挙運動用ビラの作成については、選挙の種類によって公費負担の請求限度額が異なります。請求限度額は、裏面を参照してください。

なお、契約をした候補者が供託物を没収される場合には請求することができませんのでご注意ください。

公費負担の請求ができるのは、選挙運動用ビラの作成に要した費用に限られますので、他の費用と混同して請求するなどの誤りがないようご注意ください。

2 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（選挙運動用ビラの作成）

請求書内訳で計算した「請求金額」を記載してください。

なお、請求は（3）の選挙運動用ビラ作成枚数確認書の「3 確認枚数」の欄に記載された枚数の範囲内の作成金額となります。

書類の提出は、**6月5日（月）までに**区選挙管理委員会にお願いします。

(2) 請求内訳書

請求金額は、作成金額と基準限度額の単価及び枚数を比較し、いずれも少ない方の数値で算出した金額が請求金額になります。

(3) 選挙運動用ビラ作成枚数確認書

選挙管理委員会が候補者に交付したものです。候補者から渡されますので、区へ請求する際に添付してください。

(4) 選挙運動用ビラ作成証明書

候補者から渡されますので、記載内容に誤りがないかよく確認の上、区へ請求する際に添付してください。

(5) 支払金口座振替依頼書（候補者より渡されている場合に限る）

区からご指定の口座へお振込み致しますので、正確に記載してください。

公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

区議会議員選挙	4,000 枚以内
区 長 選 挙	16,000 枚以内

(2) 限 度 額

7 円 73 銭 (単価) × 確認を受けた作成枚数 = 限度額

(区議会議員選挙：合計上限額 30,920 円)

(区 長 選 挙：合計上限額 123,680 円)



ビラ

請 求 書

(選挙運動用ビラの作成)

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
第8条の規定により次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

足立区長 へ

住 所

TEL

氏名又は名称

印

法人のときは
代表者氏名

印

記

1 請求金額 _____ 円

2 内訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和5年5月21日執行 選挙

4 候補者氏名

(フリガナ)

5 振込先 金融機関名 本・支店名 口座名義

普通・当座 口座番号

備 考

1 この請求書は、選挙の期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに、支払金口座振替依頼書を（区より渡されている場合に限る）添えて提出してください。

2 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。



請 求 内 訳 書

候補者氏名

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円 銭	枚	円	円 銭	枚	円	円 銭	枚	円	
計		円			円			円	

備 考

- (E) 欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の単価を記載してください。
- (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。



請求書 (選挙運動用ビラの作成)

足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により次の金額の支払を請求します。

選挙の翌日以降の日付

令和〇〇年〇月〇〇日

足立区長あて

住所 〇〇区〇〇町〇-〇-〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

氏名又は名称 **△△印刷株式会社** (印)

法人のときは
代表者氏名 **代表取締役 △△△△** (印)

請求内訳書の請求金額を記載してください。また、請求に当たり、選挙運動用のビラ作成費以外の費用が混同されているなど、請求に誤りがないようご注意ください。

- 1 請求金額 **30,920** 円
- 2 内訳 裏面請求内訳書のとおり
- 3 令和5年5月21日執行 〇〇〇〇選挙
- 4 候補者氏名 ○ ○ ○ ○
- 5 振込先 金融機関名 **〇〇銀行** 本・支店名 **〇〇支店**
 (フリガナ) フリガナ 口座名義 **△△印刷株式会社**
 代表取締役**△△△△**
 普通 **当座** 口座番号 **〇〇〇〇〇〇〇〇**

法人の場合、必ず代表者印を押印してください。請求書、契約書、支払金口座振替依頼書の印鑑は、同一のものをお願いします。

備考

- 1 この請求書は、選挙の期日後速やかに候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに、支払金口座振替依頼書（区より渡されている場合に限る）を添えて提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収される場合には、区に支払を請求することはできません。



請求内訳書

契約に基づき実際に作成したビラの単価、枚数、金額を記載してください。

候補者氏名 ○ ○ ○ ○

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
9円 30銭	4千 枚	37,200 円	7円 73銭	4千 枚	30,920 円	7円 73銭	4千 枚	30,920 円	
計		37,200円			30,920円			30,920円	

限度額単価（7円73銭）を記載してください。

(A)と(D)を比較して少ない方を記載してください。

(B)と(E)を比較して少ない方を記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書に記載された枚数を記載してください。

備考

- (E)欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の単価を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。